

# 駐車監視員活動ガイドライン

## 【三田 警察署】

### 趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

### 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

### 留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

### 参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

## 重点路線

### ◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ←	→ 間	重点時間帯	備 考
1	国道15号	第一京浜	芝1-1先金杉橋交差点	三田3-10先	7-22	

### ◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ←	→ 間	重点時間帯	備 考
1	国道1号	桜田通り	三田5-21先	三田1-4先	7-22	
2	主要地方道	三田通り	芝5-25先三田二丁目交差点	芝5-29先札の辻交差点	8-20	
3	区道825号	地蔵通り	三田3-4先	三田3-2先	8-20	
4	都道415号	伊皿子通り	三田5-16先交差点	三田4-19先	8-20	
5	区道～ 都道481号	ゆりかもめ路線下側道	港区海岸2-7先新浜崎橋	港区海岸3-33先	10-19	
6	区道1121号	なぎさ通り	芝浦3-18先	芝浦4-22先	8-20	普通自転車専用通行帯設置

## 重点地域

## ◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(第一京浜)周辺	8-22	
2	JR田町駅東口周辺及びJR田町駅西口周辺	8-22	
3	芝2丁目・芝4丁目及び芝5丁目地域周辺	8-20	
4	芝浦3丁目地域周辺	8-22	

## ◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(桜田通り・ゆりかもめ路線下側道・なぎさ通り)周辺	各重点時間帯	
2	芝1丁目、芝3丁目地域周辺	8-20	
3	芝浦1丁目(6番～16番)・芝浦2丁目及び芝浦4丁目(1番～18番)地域周辺	8-20	
4	三田1丁目地域周辺	8-20	